

諮問番号：令和4年度諮問第9号

答申番号：令和4年度答申第13号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、有効期限を令和3年3月31日までとする障害等級1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていたところ、同年6月30日、処分庁に対し、年金証書の写しを添付した精神障害者保健福祉手帳申請書（届出書）により、精神障害者保健福祉手帳の遡及更新に係る申請（以下「本件申請」という。）をした。
- 2 処分庁は、令和3年6月30日付けで審査請求人から同意書の提出を受けたうえで、本件申請に係る提出書類をもとに、令和3年7月26日付け神[]第[]号文書にて、日本年金機構中央年金センター（以下「年金センター」という。）に対して照会したところ、年金センターより同年8月12日付け文書にて「併合認定で1級」及び「傷病名調査中のため再度照会願います」との回答があった。処分庁は、同月20日付け神[]第[]号文書にて、再度、年金センターに対して照会したところ、年金センターより同年9月13日付け文書にて「精神のみの等級2級16号」との回答があった。
- 3 処分庁は、上記2の回答を踏まえ、令和3年6月30日以降の審査請求人の精神障害者保健福祉手帳の障害等級が2級に該当する旨を決定した。

- 4 処分庁は、令和3年9月22日付け神[]第[]号精神障害者保健福祉手帳交付決定通知書とともに、障害等級を2級と記載した精神障害者保健福祉手帳を審査請求人に交付した（以下「本件処分」という。）。
- 5 審査請求人は、令和3年11月4日、本件処分を障害等級2級から1級に変更する、との裁決を求めて審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

H19年から年金証書も変わりがなく、手帳もずっと1級であったのが今年、突然等級が変わったことがおかしいです。

R3年5月26日に転落で高次機能障害になったので1級になると考える理由です。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 障害等級の判定基準等

ア 判定基準

精神障害者保健福祉手帳に記載する障害等級は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「施行令」という。）第6条第3項は、障害の程度に応じて重いものから1級（日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）、2級（日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを

必要とする程度のもの)及び3級(日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの)に区分することとされている。

イ 判定方法

「平成7年9月12日付 健医発第1133号 各都道府県知事宛 厚生省保健医療局長通知 精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」(令和2年12月25日障発1225第1号による改正後のもの。以下「本件実施要領」という。)では「年金証書等の写しによる申請については、精神保健福祉センターにおける判定を要しない。この場合、年金における障害等級が1級であれば手帳における障害等級も1級、2級であれば2級、3級であれば3級であるものとして判定を行う。判定を行うに当たっては、必要に応じ、申請者から同意書の提出を求め、年金事務所又は共済組合に精神障害の状態について該当する等級を照会する」ものとされている。

このような判定方法が採用されているのは、障害年金の支給を受けている者は、その支給決定が行われる過程で既に障害等級の判定を受けているところ、障害年金にかかる障害等級の認定基準(「国民年金・厚生年金保険障害認定基準について」(昭和61年3月31日庁保発第15号 平成29年9月1日年管発0901第1号による改正後のもの))において、精神障害については、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に、労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの、及び労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものを3級に認定するとされており、精神障害者保健福祉手帳における障害等級の認定基準とほぼ同一であることから、判定手続の迅速化・効率化を図ることできるためと解される。判定手続の迅速化・効率化は精神障害者保健福祉手帳の申請者の利益に

も適うものであり、処分庁が年金証書等の写しによる申請について上記のような判定方法を採用していることは適法かつ相当である。

ウ 本件について

処分庁は、審査請求人から年金証書の写しが添付された本件申請があったため、本件実施要領に従って、年金証書をもとに年金センターに対し審査請求人の精神障害の状態について該当する等級を照会したところ、年金センターからは、審査請求人の障害等級について、併合認定で1級、精神障害のみの等級は2級である旨の回答があった。

その後、処分庁は、上記回答をもとに審査請求人に対して障害等級を2級とする精神障害者保健福祉手帳を交付したものであり、その判定方法及び判定結果は適法かつ相当なものである。

(2) 結論

本件処分について他に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は、理由がないものとして行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

令和4年7月28日 第1回審議

令和4年8月25日 第2回審議

令和4年9月27日 第3回審議

令和4年10月26日 第4回審議

第6 審査会の判断

1 判定基準

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第45条第2項及び第6項を受けた施行令第6条第3項は、障害の程度に応じて、「精神障害の状態」を3つの等級に分けている。これによれば、障害等級1級は「日常生活の用を弁ずることを不

能ならしめる程度のもの」、障害等級2級は「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とされている。

2 処分庁の適用した判定方法並びにその合理性及び適切性

(1) 本件実施要領では「年金証書等の写しによる申請については、精神保健福祉センターにおける判定を要しない。この場合、年金における障害等級が1級であれば手帳における障害等級も1級、2級であれば2級、3級であれば3級であるものとして判定を行う。判定を行うに当たっては、必要に応じ、申請者から同意書の提出を求め、年金事務所又は共済組合に精神障害の状態について該当する等級を照会する」ものとされている。

(2) これは、障害年金の支給決定において、障害年金受給者の障害等級の判定が行われるところ、障害年金にかかる精神障害の障害等級の認定基準が、精神障害者保健福祉手帳における障害等級の認定基準とほぼ同一であることから、判定手続の迅速化・効率化を図ることができるためと解され、精神障害者保健福祉手帳の申請者の利益にも適うものである。

よって、本件実施要領に記載された障害等級の判定方法は不合理・不適切とはいえず、特段の事情がなければ、これに従って判断することが相当である。

(3) 上記(2)に関して、審査請求人から、本審理手続において、処分庁が、本件処分を行うにあたり、本件実施要領に記載された障害等級の判定方法に準拠することが不合理・不適切であることをうかがわせる特段の事情について具体的主張はなされていない。

よって、本件処分の違法性又は不当性について判断するに当たっては、本件実施要領に記載された障害等級の判定方法に従って判断することが相当である。

3 本件処分の適法性等

本件において、処分庁は、審査請求人より提出された年金証書の写し

の記載により、「診断書の種類 6、7」とあることから肢体障害と精神障害が併合して「障害の等級 1 級 11号」であることは確認できるものの、精神障害のみの等級は当該記載から確認できないため、審査請求人の精神障害の状態を確認する必要があると判断し、審査請求人の同意を得て年金センターに対して照会を行った。そして、処分庁は年金センターから得られた回答及び本件申請をもとに、審査請求人の精神障害の状態について障害等級 2 級と判断したところ、当審査会としても、かかる処分庁の判断について、違法又は不当な点はないものと判断した。理由については、第 4 - 2 (1)ウ記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

5 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

委 員 西 上 治